

[事案 2020-350] 新契約無効請求

・令和3年7月16日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、発達障害により意思能力がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約当時、発達障害の症状が出ており、本契約への加入について判断するための意思能力がなかった。
- (2) 本契約に医療特約が付加されていると誤認していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時の状況から、申立人は契約内容を理解できていたと解され、意思能力を欠いた状況にあったとは認められない。
- (2) 募集人は、申立人に対して、複数の契約プランを提示しており、医療特約の有無についても説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人に意思能力がなかったこと等は認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。